

助成金申請に係るよくある質問・回答

令和7年度 燃料電池バス・タクシー導入促進事業（燃料電池タクシーFAQ集）

2025年 6月2日 作成

2025年 7月23日 更新

2025年 11月19日 更新



※本 FAQ 集では燃料電池タクシー助成に対してであり、燃料電池バス時には回答が異なる可能性があります。

よくある質問（タクシー助成金事業）

- （１）対象車両
- （２）交付申請・全体スケジュール
- （３）申請条件
- （４）提出書類
- （５）交付決定～支払
- （６）車両の処分
- （７）燃料費支援
- （８）その他

	お問い合わせ内容	回 答
（１）対象車両・対象経費		
1	助成金対象車両を教えてください。	燃料電池タクシー（ハイヤーを含む）車両が対象となります。 車検証の登録内容が以下の登録を全て満たすことが条件です。 ①燃料の種類「圧縮水素」②用途「乗用」 ③自家用・事業用の別「事業用」 また、導入費・燃料費ともタクシー運行事業により、年・四半期ごとに一定以上の走行距離を走行することが条件となっております。 ・導入費 法人タクシー：年間 30,000km 以上、個人タクシー：ハイヤー：年間 14,000km

		以上 ・燃料費 法人タクシー：四半期 7,500km 以上、個人タクシー・ハイヤー：四半期 3,500km 以上
2	個人タクシーは対象になるか。	対象になりますが、上のとおり一定以上の走行距離の走行が補助対象の条件となります。
3	ハイヤーは対象車両になるか。	対象になりますが、上のとおり一定以上の走行距離の走行が補助対象の条件となります。
4	助成対象となる改造・装備類を教えてください。	対象となるのは自動ドア改造費、運賃メーター、車内表示装置（空車・迎車等を表示するもの）、表示灯（車両屋根に装着する事業者名等を表示するもの）、ボディカラーの変更（ボディ部分のみ、黒色・白色・同等価格の色変更）、FC タクシーであることや東京都公開のデザインラッピング（デカール）等になります。 詳細は下記 HP の「タクシー助成対象改造費_装備類費」をご確認ください。 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-bus-2
(2) 交付申請・全体スケジュール		
5	交付申請から入金まではどのくらい期間がかかるか。	申請受付から 4 ヶ月程度になります。ただし、これは申請書類に不備がない場合の期間であり、申請いただいた書類に不備がある場合は、公社が申請者に依頼する修正・追加提出に要する期間が 4 ヶ月と別に必要となります。
6	提出期限について教えてください。	紙申請：令和 8 年 3 月 31 日（火）必着締切 オンライン申請：令和 8 年 3 月 31 日（火）17：00 締切です。 また、申請車両の初度登録日から 1 年以内にご申請いただくようお願いします。

		※ペーパーレス化及び事務手続き効率化のため、オンライン申請にご協力ください。
7	申請の期限はあるか。	国補助金等の補助金額確定通知書の受領日、又は国補助を受けない場合は申請車両の初度登録日から6か月以内にご申請いただく必要がございます。
8	リースで購入した場合の補助金はどうなるのか（申請・支払い方法・リース会社/事業者への入金の違いがあるか）	申請はリース事業者が使用者との共同申請の形で行います。 入金については、基本補助分はリース事業者、上乗せ補助分は貸与先（車両使用者）に対して行います。車両使用者は基本補助分を減額された額でリース契約を結ぶことになります。
9	リース契約期間が処分制限期間より短い期間で契約をしたが、申請は可能か。	申請不可です。 リース契約は処分制限期間(3年)以上の契約を行ってください。
10	【上乗せ補助】 上乗せ補助で5台の導入計画書を1台目の申請時に提出するが、残り台数分について事前に補助額を確保してもらえるのか	申請は先着順に受け付けを行います。このため、申請台数以外の導入計画書に記載の計画台数については事前に補助額の確保を行いません。また、毎年度、予算額に達し次第、申請の受理を停止します。
11	【上乗せ補助】 同じオーナーの別会社での台数をまとめて、上乗せ補助の要件台数以上となった場合は上乗せ補助の対象となるのか	別会社の場合は対象になりません。
12	【上乗せ補助】	上乗せ補助も基本補助と合わせて申請していただきます。そのため、申請はリー

	上乗せ補助はリース会社・使用者（タクシー事業者など）のどちらが申請するのか	事業者が使用者との共同申請の形で行います。 なお、上乗せ補助分のお支払はタクシー事業者に直接お支払いとなります。
（３）申請条件		
13	初度登録時は使用の本拠の位置は東京都外住所であるがすぐ東京に変更した場合、申請できるか。	申請不可です。 初度登録時から継続して「使用の本拠の位置」は東京都内住所であることが条件となっています。
14	東京都内住所から別の東京都内住所への使用の本拠の位置住所を変更した場合は、申請できるか。	申請可能です。 ただし、初度登録時から継続して「使用の本拠の位置」が東京都内の住所である必要があります。 なお、提出する車検証は初度登録時の車検証と、変更後（転居後）の車検証の両方のコピーを提出してください。
15	法人本社は東京都にあるため、使用の本拠の位置が東京都外でも申請できるか。	申請不可です。 法人本社や事業所が東京都内にあっても「使用の本拠の位置」が東京都外であれば要件を満たさないため申請対象外となります。
（４）提出書類		
16	助成金申請に必要な提出書類を教えてください。	「申請書類作成の手引き」をご確認ください。
17	一般乗用旅客運送事業または特定旅客自動車運送事業の許可書の代用書類として運転免許証でもよいのか。	不可です。 運転免許証は提出書類に含まれていません。必ず一般乗用旅客運送事業または特定旅客自動車運送事業の許可書(許可願でも可)をご提出ください。
18	初度登録から登録番号を変更したが、	登録番号変更のみ（名義・住所を変更していない）であれば、登録番号変更後の

	申請を行う場合はいつの車検証が必要か。	車検証を提出してください。初度登録時の車検証は提出不要です。
19	申請書類の車検証は電子車検証でも可能か。	不可です。 申請では使用の本拠の位置が都内かどうか確認しているため、「電子車検証」では記載を確認することが出来ず、不可となります。そのため 必ず「自動車検査証記録事項」 の写しを添付するようにお願いします。
20	初度登録の車検証を紛失した場合、何を添付すればよいか。	陸運事務所に依頼できる「登録事項等証明書/保存記録」を提出してください。
21	リース契約書について「月々のリース料金が助成金相当額以上還元されている記載」とはどういう意味か。	車両本体助成金は車両購入者であるリース会社への振り込みとなることから、助成金額分を月々のリース料金から値下げすることで、貸与先へも助成金額を還元することが目的としております。 なお、リース契約書に、リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載（助成金額が差し引かれる前の金額と、差し引かれた後の金額が確認でき、リース料金から助成金額以上が差し引かれていることがわかる記載）がない場合は「貸与料金の算定根拠明細書」を DL 後、記載の上、ご提出ください。
22	年間走行距離報告書における年間はいつからいつまでの走行距離のことか	初年度は初度登録日から 1 年後となり、以降は同様の期間となります。 例）初度登録日が 2025/12/10 の場合は、2025/12/10～2026/12/09 が年間走行距離の測定期間となります。
23	年間走行距離報告書における年間走行距離はメーター上で 30,000km（個人タクシー・ハイヤーの場合は	メーター上ではなく、タクシー運行事業における走行距離（業務記録により毎年度実績報告していただき確認）で 30,000km 以上（個人タクシー・ハイヤーの場合は 14,000km 以上）となっている必要があります。

	14,000km) を超過していれば問題ないか	
24	年間走行距離報告書における年間走行距離が 30,000km (個人タクシー・ハイヤーの場合は 14,000km) を下回る場合は、どうなるのか	助成取消対象となり、使用期間に応じた返還金が発生いたします。
(5) 交付決定～支払		
25	リース車両の申請の場合、助成金はリース会社と貸与先(エンドユーザー)どちらに交付決定通知書は郵送されるのか。	交付決定通知書の発送先は申請者であるリース会社になり、リース会社へのご郵送となります。
26	交付決定通知書の再発行してほしい	再発行は致しかねます。紛失の無いように保管ください。
27	交付決定通知書の郵送日が知りたい	書類不備が無い場合は申請受付から 2～3 ヶ月程度で郵送しております。
28	交付決定通知書が届いたが入金がない	交付決定通知書がお手元に到着してから 1 ヶ月～2 ヶ月後のお振込みとなります。
29	上乗せ補助の助成額はどのタイミングで支給されるのか(1台ずつ導入した時期か、上乗せ条件の台数を満たした時期か)	1台導入するごとに上乗せ補助の助成額をお支払いします。
(6) 財産の処分		
30	助成金受け取り後に車両を売却しても良いか。	基本補助のみを受ける助成者は処分制限期間後であれば売却が可能となります。 上乗せ補助を受ける助成者は、期間に関わらず売却により利益が生じる場合は返

		還の義務が生じます。
31	財産処分について教えてほしい。	処分制限期間内（3 年）に、車両の使用の本拠の位置を東京都外への変更等の以下の例に該当することを処分と呼びます。 これらに該当する場合は、「取得財産等処分承認申請書」と対象車両の「車検証」の写しをクール・ネット東京へ事前にご提出ください。返納金が発生します。 ・車両の使用の本拠の位置を都外へ変更する場合 ・譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）により助成車両を手放す場合 ・リース契約途中解約・承継による使用者変更する場合（解約後の譲渡・廃車を含む）など
32	助成金受給後に東京都外へ引っ越す場合の必要な手続きを教えてほしい。	処分制限期間内であれば事前に「取得財産等処分承認申請書」と対象車両の「車検証」の写しをご提出ください。 対象車両の初度登録日から処分日までの経過期間に応じて返納金が発生します。
33	【上乗せ補助】 上乗せ補助の導入計画書どおりに導入できなかった場合は補助金の返還が必要となるのか	導入台数の条件を満たさなかった場合、全ての車両の上乗せ助成額（上限 240 万円）を返還していただくことになります。なお、事業計画通りに導入できなかったとしても、上乗せの導入台数条件（大企業は 5 年間で 5 台以上純増、中小企業は 5 年間で 3 台以上純増）を満たす場合は返還の必要はありません。 例 1）大企業が計画期間に 5 台純増させる車両導入計画に対し、期間内に 1 台減車(廃車や売却等)し計画終了時点で純増台数が 4 台となる場合は、上乗せ補助の導入台数条件を満たさないため、全車両に対する上乗せ補助額の返還が必要となります。

		例2) 計画期間に10台純増させる車両導入計画に対し、期間内に1台減車(廃車や売却等)により計画終了時点で純増台数が9台となる場合は、上乗せ補助の導入台数条件を満たすため、上乗せ補助額の返還は不要となります。
34	3年の保有義務期間を過ぎた後に車両を手放した場合ペナルティはあるのか	基本補助については処分制限期間以降に返還を求めることはありません、上乗せ補助については処分制限期間以降であっても売却等により利益を得る場合はその額の返還を求めることになります
35	全損時の対応はどうなるのか。また全損の場合、新規にFCタクシーを導入すれば、再度補助金は受けられるのか	処分制限期間内に全損の場合は、車両使用期間に応じた額を返還いただきます。また、新規に登録の際は再度導入補助の対象となりますが、上乗せ補助については対象となりません。
(7) 燃料費支援		
36	燃料費支援について、入金スケジュールは交付申請からいつ頃に支給されるのか	申請受付から4ヶ月程度になります。ただし、これは申請書類に不備がない場合の期間であり、申請いただいた書類に不備がある場合は、公社が申請者に依頼する修正・追加提出に要する期間が4ヶ月と別に必要となります。
37	燃料費支援の算出方法について、実際に購入した水素ステーションの価格に基づいたものになるのか	実際にかかった水素購入費に対して支援を行いますので、購入した水素ステーションごとの価格に対しての支援となります。
38	運行記録などのエビデンスが必要になるのか	走行距離を確認するための業務記録と、水素燃料費を確認するために水素充填した際の領収書が必要になります。
39	燃料費の差額負担についてはいつまで履行されるのか	来年度も本事業は継続して行う予定ですが、来年度以降の詳細な内容等は未確定のため、正確な回答をお答えすることができかねます。
40	申請条件の四半期内の走行距離はメー	メーター上のみでの7,500kmは申請不可となります。

	ター上の走行距離が 7,500km（個人タクシー・ハイヤーの場合は 3,500km）を超過していれば問題ないか	タクシー運行業務における走行距離が四半期内で 7,500km（個人タクシー・ハイヤーの場合は 3,500km）を超過している必要があり、業務記録を燃料費支援の交付申請時に提出いただくことになります。
41	四半期における走行距離が 7,500km（個人タクシー・ハイヤーの場合は 3,500km）に満たない場合は、一律対象外になるのか	四半期内の走行距離が 7,500km（個人タクシー・ハイヤーの場合は 3,500km）を満たさない場合でも、四半期の途中で導入し、導入日数に応じた走行距離以上となっている場合は申請可能です。
（８）その他		
42	この助成金は圧縮記帳の対象になるか。	当該補助金の原資となる資金は、東京都から出えんを受けているものとなります。 このため、地方公共団体の財源を基にして間接交付される補助金についても、実質的に地方公共団体から直接交付を受けたものと認められる場合においては、国庫補助金等に該当するものと考えられます。 よって、法人税法第 42 条に記載のある「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるものの交付を受けた場合」の地方公共団体にあたるものとなりますので、対象となると考えられます。 税務処理等の解釈・詳細は、お近くの税務署に御確認ください。 【解釈の参考URL】 https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/07/11.htm
43	初度登録から 6 ヶ月以内が申請期限ですが、年度を超えて来年度申請した場合、来年度も同様の助成金が受けられ	来年度も助成事業は継続される予定ですが、詳細は未定です。

	るか。	
44	現在の申請受付件数を教えてほしい。	申請受付件数についてはお答えしかねますのでご了承ください。
45	現在残っている予算額を教えてほしい。	予算の残高についてはお答えしかねますのでご了承ください。
46	来年も助成金があるか知りたい。	来年度も本事業は継続して行う予定ですが、詳細な内容等が未確定のため、正確な回答をお答えすることができかねます。